

# 会 議 録

会 議 名	東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和6年10月4日(金)			開 会	午前10時00分	
				閉 会	午前10時45分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 301会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について(報告) (2) その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数	0人		
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	小 柳 亮 直	出席	副会長	大 塚 敏 郎	出席
	委 員	太 田 勝 広	出席	委 員	岡 田 和 子	出席
	委 員	小 笠 原 泰 代	欠席	委 員	関 口 喜 希	出席
	委 員	戸 森 健 治	出席	委 員	佐 藤 敦 弘	出席
事 務 局	総務部長	中 嶋 和 則		総務課長	福 田 誠	
	総務課主査	陸 名 将 一		総務課主任	大 嶋 恵 美	

<p>1 開 会</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ、東松山市情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日の会議の司会を務めます総務課長の福田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、小笠原委員が都合により欠席となりましたが、会議の定足数である過半数を超えておりますので、会議は成立しましたことを御報告いたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p>
<p>2 挨拶</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>はじめに、小柳会長に御挨拶をお願いいたします。</p> <p>— 小柳会長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、総務部長の中嶋から御挨拶を申し上げます。</p> <p>— 中嶋部長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>中嶋部長につきましては、他の公務がありますので退席させていただきます。</p> <p>— 中嶋部長退席 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>続きまして、今年度最初の会議になりますので、事務局職員を紹介いたします。</p>

<p>3 議 題</p>	<p>— 事務局職員の紹介 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>審議会条例第5条により、会議の議長は会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、小柳会長にお願いいたします。</p> <p>(小柳会長)</p> <p>それでは、会議を始めます。</p> <p>はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。名簿の順に、今回は岡田委員と関口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件ですと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>— 委員の同意 —</p> <p>(小柳会長)</p> <p>それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。</p> <p>事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>(事務局 大嶋主任)</p> <p>傍聴希望者はいらっしゃいません。</p> <p>(小柳会長)</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>議題の(1) 令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
--------------	---

(事務局 大嶋主任)

それでは議題の(1) 令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について御説明いたします。

— 資料1から資料5まで説明 —

(小柳会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(佐藤委員)

資料1の表1-1に情報公開請求の受付件数122件とあり、取下げ件数は3件とあります。これは、122件の受付の中で3件が取り下げられたということで、実際の決定は119件ということでしょうか。

(事務局 大嶋主任)

御認識のとおりです。

(佐藤委員)

資料1によると、公文書開示請求に対し、文書不存在による不開示がありました。これは、対象となる文書が適切に作成・保管されていないということなのでしょうか。あるいは、保存年限を過ぎて廃棄されたためということでしょうか。

(事務局 陸名主査)

文書不存在には二つのケースがあります。

まず一つは、請求を受けた文書自体をそもそも作成していない場合です。例えば、資料2のNo.67の開示請求につきましては、文書が存在するものは全部開示又は部分開示決定をしていますが、請求があった文書自体を作成していないものは、文書不存在という理由で不開示決定をしています。

また、もう一つは、保存年限の経過による場合です。このケースは、開示請求対象の文書は過去に存在したものの、開示請求時点では保存年限を経過していたため、既に廃棄したものになります。

(佐藤委員)

資料1によると、保有個人情報開示請求で、病院事業管理者への請求が4件とあります。通常は、患者が医師に自身の状況を聞けば教えてくれると思いますが、あえて開示請求するというのはなぜでしょうか。

(事務局 大嶋主任)

受診の際、医師から必要な情報は患者に説明していると思いますが、細かな内容を確認するために保有個人情報の開示請求をしていると考えられます。

(事務局 福田課長)

病院事業管理者への請求は、資料3のNo.13、No.21、No.27、No.29が該当し、カルテ等の開示を求める内容となっています。

(戸森委員)

整形外科のカルテの請求が2件ありますが、同じ人からの請求ですか。

(事務局 大嶋主任)

別の方からの請求です。

(佐藤委員)

審議会は原則公開で行われるものと認識しています。書面会議であったとしても会議録は作成すると思いますが、その会議録の公開を求めた場合は、開示されるのでしょうか。

(事務局 陸名主査)

令和5年度に書面会議となった審議会は2件ありました。

一つは、東松山市公務災害補償等認定委員会で、取り扱う案件が明らかに公務災害に該当すると判断できる内容だったため、委員の皆様にお集まりいただく必要はないとの理由で書面会議を実施いたしました。

もう一つの防災会議につきましても、既に審議済みの内容の微調整に留まる内容だったため、委員の皆様にお集まりいただく必要はないとの理由で書面会議を実施いたしました。

これらの会議の記録について開示請求があった場合は、内容に不開示情報が含まれていないかを確認した上で、開示決定を行うこととなります。

(太田委員)

資料1の表7で、保有個人情報開示請求として「住民票及び戸籍謄本請求申請書に関する文書」とありますが、行政書士等に依頼した人以外の方が開示請求しているのでしょうか。

(事務局 陸名主査)

第三者に戸籍謄本等を交付した際に、その戸籍謄本等に乗っている方に交付の事実を伝える本人通知制度というものがあります。この制度に基づく通知を受け取った方が、自分の戸籍謄本が交付された理由を知るために、申請書自体の開示を求めていることがあります。なお、この場合も個人情報はマスキングした上で部分開示決定をしています。

(太田委員)

行政書士等が依頼を受けて戸籍謄本の請求をする場合がよくありますが、前もって説明をしているのに、なぜこのような開示請求が行われるのでしょうか。

(事務局 福田課長)

例えば、同じ戸籍に入っている人が前もって依頼の状況を把握していないケースが考えられます。

(戸森委員)

資料1の表3で「市が加入する損害保険に関する文書」の請求があったとありますが、これまでにあまり見たことがありませんでした。処理件数6件ですが、同じ請求者からの請求ですか。

(事務局 大嶋主任)

実際の請求者は2名であり、別の請求者です。

(事務局 福田課長)

損害保険に関する文書は、頻繁ではありませんが、以前も請求がありました。例えば、総務課では公用車を管理していますので、対人対物の損害保険や全国市有物件の車両保険に加入しています。また、市全体では、市民総合賠償補償保険に加入しており、市が損害賠償請求をされた場合の補償や、市の行事に参加した方がけがをした場合の補償金制度がありますが、これらの保険の内容を確認したい民間の保険代理店が開示請求をすることがあります。

(戸森委員)

審議会等の会議の公開について、公務災害補償等認定委員会で審議する対象は、公務員が被った災害ですか。

(事務局 大嶋主任)

公務員について、災害が公務等により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときに審議します。

(事務局 福田課長)

職員が業務上げがをしたとき等が考えられます。

(小柳会長)

資料2のNo.118について、全部開示決定と文書不存在による不開示決定がありますが、どのような内容ですか。

(陸名主査)

No.118 は各中学校の定期テストの問題用紙や解答用紙等の開示請求です。まず、開示請求があった時点で文書が存在していたものについては、全部開示決定をしています。一方で、学校において試験後に保管しておく必要が無いと判断し、開示請求の時点で文書が存在していなかったものについては、不開示決定をしています。問題用紙等を保管する期間については、各学校の判断に委ねている状況です。

(小柳会長)

学校ごとに、開示、不開示が分かれているのでしょうか。

(事務局 陸名主査)

実際には、同じ学校で科目により異なる場合があります。

(戸森委員)

資料2のNo.29で、平成29年に実施された裁判の記録を開示請求されていますが、なぜこんなに前の文書の開示を求められたのでしょうか。

(事務局 大嶋主任)

請求者に請求理由を聞いているわけではないので、推測になりますが、請求者が自身の住む自治体を相手方として訴訟を提起する際、参考として他市町村で争われた類似する事件の書類を開示請求する等の理由が考えられます。

(小柳会長)

ほかに御質疑、御意見はありますか。無いようでしたら、議題(1)については以上とします。

議題(2)のその他について、事務局から何かありますか。

— 事務局から次回会議についての連絡 —

